

# ひとり親家庭等医療費助成制度について

南砺市では、ひとり親家庭等に対し医療費の助成制度を行っています。この制度は、ひとり親家庭等の方の医療費を助成することにより、その健康を保持し、ひとり親家庭等の福祉を増進することを目的としています。

## ◎対象となる人

- (1) ひとり親家庭の親と子（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）
- (2) 上記に準じる方

## ◎ひとり親家庭とは？

この制度でいう「ひとり親家庭」とは、次のいずれかの状態にある児童を扶養または養育している家庭をいいます。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母が生死不明である児童
- ・ 父または母が重度障害を有する児童
- ・ 上記の理由により父母以外の方に養育されている児童

## ◎所得制限

児童扶養手当の一部支給と同じ所得額（裏面）による制限があり、すべてのひとり親家庭が対象となるものではありません。所得判定の範囲は受給家庭の父または母、養育している方、同居の扶養義務者（親の両親・兄弟姉妹など）です。世帯分離の場合も同居とみなします。

## ◎次の方は該当にはなりません

- ・ 心身障害の医療助成を受けている人
- ・ 生活保護を受けている人
- ・ 児童が里親に委託されているときや、児童福祉施設に入所しているとき
- ・ 父または母が婚姻の届け出はしてなくても、事実上の婚姻関係にあるとき（父または母が重度障害の場合を除く）

## ◎申請するには？

申請者の状況によって必要書類が異なりますので事前にご相談ください。児童扶養手当の申請と同時に行うことができます。

## ◎受給者となったら

受給者として認定された方には、「ひとり親家庭等医療受給資格証」を送付します。この受給資格証（平成31年4月1日以降に発行されたもの）と健康保険証を医療機関の窓口で提示することにより、医療費の保険診療分の自己負担分の助成を受けることができます。県外の病院などを受診し、医療費を支払った場合は、手続きにより還付を受けることができます。

助成対象外となったとき、保険証が変わったとき、住所が変わったとき、氏名が変わったとき、扶養義務者に異動があったときは届出が必要です。

## ◎問合せ先

南砺市教育委員会 こども課 南砺市井波520番地 (0763)-23-2010

## (参考) 児童扶養手当の所得制限

### ◎所得の制限

請求者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している場合を含みます）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年の所得がそれぞれ下表の制限額以上であるときは、助成を受けることができません。

扶養親族	本人の所得額（一部支給）	扶養義務者・配偶者孤児等の養育者の所得制限
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

※所得の算定方法（課税台帳に基づき計算します）

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 + 養育費の - 8万円 - 次表の控除額  
(給与所得控除額) 8割相当額 (社会保険料)

諸 控 除 の 額	寡婦控除（一般）	270,000円	寡婦控除（特別）	350,000円
	勤労者控除	270,000円	特別障害者控除	400,000円
	勤労学生控除			
	雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除 配偶者特別控除		相当額	

※受給資格者が母の場合は寡婦控除、父の場合は寡夫控除については控除しない

※未婚のひとり親へのみなし適用あり

※所得制限限度額に加算されるもの

・受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合・・・10万円／1人

特定扶養親族がある場合・・・15万円／1人

・扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合・・・6万円／1人（但し、扶養親族等がすべて老人の場合は1人を除く）